

議案第 55 号

飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

飯能市印鑑条例（昭和 57 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の見出しを「（印鑑登録証明書の交付申請）」に改め、同条第 2 項中「印鑑登録交付申請書」を「印鑑登録証明書交付申請書」に、「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「同じ」を「「個人番号カード等」という」に改める。

第 18 条の見出し中「印鑑登録証明の申請等」を「印鑑登録証明書の交付申請等」に改め、同条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(印鑑登録証明書の交付申請)</u></p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>印鑑登録証明書交付申請書</u>に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法</u>（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する<u>特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法</u>（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する<u>特定特別永住者証明書</u>（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書が記録されたものに限る。以下「<u>個人番号カード等</u>」という。）を添えて、市長に申請することができる。この場合において、印鑑登録者は、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力</p>	<p style="text-align: center;"><u>(印鑑登録証明の申請)</u></p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>印鑑登録交付申請書</u>に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）を添えて、市長に申請することができる。この場合において、印鑑登録者は、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力しなければならない。</p>

しなければならない。

(多機能端末機による印鑑登録証明書
の交付申請等)

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード等又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(多機能端末機による印鑑登録証明書
の申請等)

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。